

広島県告示第二百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年三月二十六日

広島県知事 藤田雄山

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県世羅郡世羅町本郷、井折地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本郷（六八〇八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	本郷（六八〇八）地区	急傾斜地の崩壊
本郷（六八〇八）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	本郷（六八〇八）地区	急傾斜地の崩壊
本郷（三〇一三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	本郷（三〇一三）地区	急傾斜地の崩壊
本郷（三〇一三）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	本郷（三〇一三）地区	急傾斜地の崩壊
本郷（三〇一五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	本郷（三〇一五）地区	急傾斜地の崩壊
本郷（三〇一五）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	本郷（三〇一五）地区	急傾斜地の崩壊
本郷（三〇二二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	本郷（三〇二二）地区	急傾斜地の崩壊
本郷（三〇二二）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	本郷（三〇二二）地区	急傾斜地の崩壊
有美（五三七七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	有美（五三七七）地区	急傾斜地の崩壊
有美（五三七七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	有美（五三七七）地区	急傾斜地の崩壊
有美（五三七七）地区	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示	有美（五三七七）地区	急傾斜地の崩壊

有美川(八五三二)地区	有美川左支川―三(八五三〇隣二)地区	有美川左支川―三(八五三〇隣一)地区	有美川左支川―三(八五三〇)地区	有美川左支川―三(八五二九)地区	有美川右支川―一(八五二六隣一)地区	有美川右支川―一(八五二六)地区	有美川左支川―一(八五二五隣)地区	有美川左支川―一(八五二五)地区	平ノ城川―一(八五二四隣二)地区	平ノ城川―一(八五二四隣一)地区	平ノ城川―一(八五二四)地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
有美川(八五三二)地区	有美川左支川―三(八五三〇隣二)地区	有美川左支川―三(八五三〇隣一)地区	有美川左支川―三(八五三〇)地区	有美川右支川―一(八五二六隣二)地区		有美川右支川―一(八五二六)地区	有美川左支川―一(八五二五)地区		平ノ城川―一(八五二四隣二)地区	平ノ城川―一(八五二四隣一)地区	平ノ城川―一(八五二四)地区
土石流	土石流	土石流	土石流			土石流			土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

有美川（八五三一隣）地区	土石流	次の図のとおり	有美川（八五三一隣）地区	土石流	次の図のとおり	
有美川（八五三一隣二）地区	土石流	次の図のとおり	有美川右支川一（八五二七）地区	土石流	次の図のとおり	
有美川右支川一（八五二七）地区	土石流	次の図のとおり		有美川右支川一（八五二七）地区		土石流
有美川左支川一（八五二八）地区	土石流	次の図のとおり		有美川左支川一（八五二八）地区		土石流
有美川左支川一（八五二八隣）地区	土石流	次の図のとおり	有美川左支川一（八五二八隣）地区	土石流	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局土木整備部砂防課及び広島県尾三地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。